

1 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号。以下この表において「法」という。)第4条第1項の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査			
(1) 法第4条第1項第1号の許可を現に受けている者に対する猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査	所持許可者猟銃等所持許可申請手数料	<u>5,400円</u>	当該許可の申請を行う者が同時に他の同号の許可の申請を行う場合における当該他の同号の許可の申請
(2) その他の者に対する許可の申請に係る審査	銃砲刀剣類所持許可申請手数料	<u>9,000円</u>	当該許可の申請を行う者が同時に他の同項の許可の申請を行う場合における当該他の同項の許可の申請
		<u>3,100円</u>	<u>5,300円</u>

1 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号。以下この表において「法」という。)第4条第1項の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査			
(1) 法第4条第1項第1号の許可を現に受けている者に対する同号の猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査	所持許可者猟銃等所持許可申請手数料	<u>6,800円</u>	当該申請を行う者が同時に他の法第4条第1項第1号の許可の申請を行う場合における当該他の同号の許可の申請に係る審査
(2) その他の者に対する許可の申請に係る審査	銃砲刀剣類所持許可申請手数料	<u>10,500円</u>	当該申請を行う者が同時に他の法第4条第1項の許可の申請を行う場合における当該他の同項の許可の申請に係る審査
		<u>4,300円</u>	<u>6,700円</u>
2 法第4条の3第1項(法	認知機能検査手数料		<u>650円</u>

<u>2</u> 法第5条の3第1項の講習会の開催 (1)・(2) [略]	[略]	
<u>3</u> 法第5条の4第1項の技能検定の実施	[略]	<u>21,000円</u>
<u>4</u> 法第6条第1項の国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	[略]	3,900円 当該許可の申請を行う者が同時に他の法第6条第1項の許可の申請を行う場合における当該他の同項の許可 1,600円
<u>5</u> 法第7条第2項の許可証の書換え	許可証書換え手数料	[略]
<u>6</u> [略]	[略]	

<u>第7条の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認知機能に関する検査</u>		
<u>3</u> 法第5条の3第1項の猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催 (1)・(2) [略]	[略]	
<u>4</u> 法第5条の4第1項の猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施	[略]	<u>22,000円</u>
<u>5</u> 法第5条の5第1項の猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	技能講習手数料	<u>12,300円</u>
<u>6</u> 法第6条第1項の国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	[略]	3,900円 当該申請を行う者が同時に他の法第6条第1項の許可の申請を行う場合における当該他の同項の許可の申請に係る審査 1,600円
<u>7</u> 法第7条第2項の許可証の書換え	許可証書換手数料	[略]
<u>8</u> [略]	[略]	

<p><u>7</u> 法第7条の3第2項の許可の更新の申請に対する審査</p>		
<p>(1) 新たな許可証の交付を伴う場合</p>	<p><u>許可更新手数料</u></p>	<p><u>5,800円</u></p> <p>当該申請を行う者が同時に他の法第7条の3第1項の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び同時に法第4条第1項第1号の許可の更新の申請に係る審査</p> <p><u>3,500円</u></p>
<p>(2) 新たな許可証の交付を伴わない場合</p>	<p><u>記載許可更新手数料</u></p>	<p><u>5,400円</u></p> <p>当該許可の申請を行う者が同時に他の許可の申</p>

<p><u>9</u> 法第7条の3第2項の許可の更新の申請に対する審査</p>		
<p>(1) 新たな許可証の交付を伴う場合</p>	<p><u>許可更新申請手数料</u></p>	<p><u>7,200円</u></p> <p>当該申請を行う者が同時に他の法第7条の3第1項の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の許可の更新の申請に係る審査</p> <p><u>4,800円</u></p>
<p>(2) 新たな許可証の交付を伴わない場合</p>	<p><u>記載許可更新申請手数料</u></p>	<p><u>6,800円</u></p> <p>当該申請を行う者が同時に他の法第7条の3第</p>

		<p>請を行うとき及び同時に法第4条第1項第1号の許可の申請を行う場合における当該同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査</p> <p style="text-align: right;">3,100円</p>			<p>1項の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の許可の更新の申請に係る審査</p> <p style="text-align: right;">4,400円</p>	
8	法第9条の5第2項の資格の認定	教習資格認定手数料	7,900円	10	法第9条の5第2項の射撃教習を受ける資格の認定の申請に対する審査 射撃教習資格認定申請手数料	8,900円
9	法第9条の10第2項の資格の認定	練習資格認定手数料	7,900円	11	法第9条の10第2項の射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査 射撃練習資格認定申請手数料	8,900円
				12	法第9条の13第1項の年少射撃資格の認定の申請に対する審査 年少射撃資格認定申請手数料	9,600円 当該申請を行う者が同時に他の法第9条の13第1項の認定の申

		請を行う場合における当該他の同項の認定の申請に係る審査 5,900円
	13 法第9条の13第3項において読み替えて準用する法第7条第2項の年少射撃資格認定証の書換	年少射撃資格認定証書換手数料 1,800円
	14 法第9条の13第3項において読み替えて準用する法第7条第2項の年少射撃資格認定証の再交付	年少射撃資格認定証再交付手数料 1,900円
	15 法第9条の14第1項の年少射撃資格の認定のための講習会の開催	年少射撃資格講習手数料 9,700円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成21年12月4日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。